

# 朝鮮總督府官報

第三千四百四十八號

大正十三年二月十四日

木曜日

## ○告示

朝鮮總督府告示第二十八號  
大正十三年二月九日朝鮮重要物產同業組合令第三條ニ依リ左ノ畜產同業組合設置ヲ認可セリ

大正十三年二月十四日  
朝鮮總督 男爵齋藤實

## ○地方廳公文

朝鮮總督府咸鏡北道令第一號  
朝鮮學校費令施行規則第五條第二項ニ依リ學校評議員ノ選舉方法左ノ通定ム

大正十三年二月一日 朝鮮總督府咸鏡北道知事 中野 太三郎  
第一條 學校評議員ノ候補者ヲ選舉スヘキ面協議會員三名以上ノ面ニ在リテハ面制施行規則第六條ノ三ニ依リ選舉權ヲ有スル者ニ於テ學校評議員ノ候補者ヲ選舉スヘシ  
第二條 前條ノ選舉ニ付テハ朝鮮學校費令施行規則第八條第一項ノ本文及同條第二項ノ規定ヲ準用ス

附則  
大正九年十一月朝鮮總督府咸鏡北道令第二十三號ハ之ヲ廢止ス  
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府咸鏡北道令第二號  
朝鮮學校費令施行規則第六條ノ規定ニ依ル學校評議員ノ候補者資格要件中學校費賦課金年額ヲ左ノ通低下ス  
大正九年十一月二十四日朝鮮總督府咸鏡北道令第二十二號ハ之ヲ廢止ス  
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
大正十三年二月一日 朝鮮總督府咸鏡北道知事 中野 太三郎

鏡城郡	四圓以上	明川郡	四圓以上
吉州郡	四圓以上	城津郡	三圓以上
富寧郡	四圓以上	茂山郡	一圓以上
會寧郡	二圓以上	鐘城郡	二圓以上
穩城郡	一圓以上	慶源郡	二圓以上
慶興郡	三圓以上		

朝鮮總督府咸鏡北道令第三號  
大正九年十月三十一日朝鮮總督府咸鏡北道令第二十號ハ之ヲ廢止ス但シ現ニ學校評議員ノ職ニ在ル者ノ朝鮮學校費令施行規則第六條ノ資格ハ仍從前ノ規定ニ依ル  
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
大正十三年二月一日 朝鮮總督府咸鏡北道知事 中野 太三郎

朝鮮總督府咸鏡北道令第四號  
興行取締規則左ノ通定ム  
大正十三年二月六日 朝鮮總督府咸鏡北道知事 中野 太三郎

興行取締規則  
第一章 通則  
第一條 本則ニ於テ興行場ト稱スルハ劇場、活動寫真館、寄席ヲ謂ヒ興行ト稱スルハ演劇、活動寫真、奇術、浪花節、講談、落語、淨瑠璃、俄狂言、音典、演奏、輕業、角力、動物芝居、見世物其ノ他總テ公衆ヲ會シ演藝ヲ觀覽セシムルモノヲ謂フ  
第二條 興行場ニ於ケル興行ハ左ノ制限ニ依ルヘシ  
一 劇場ニ於テハ活動寫真興行ヲ爲スコトヲ得ス  
二 活動寫真館ニ於テハ活動寫真以外ノ興行ヲ爲スコトヲ得ス但シ連續劇  
此ノ限ニ非ラズ  
三 寄席ニ於テハ演劇及活動寫真興行ヲ爲スコトヲ得ス  
警察署長 土地ノ狀況ニ依リ必要ナル設備ヲ爲サシメ前項ノ制限ニ拘ハラ  
ス興行ノ許可ヲナスコトヲ得  
第三條 警察署長ハ興行ノ種類若ハ土地ノ狀況ニ依リ假設興行場又ハ興行場  
以外ノ建物ニ於テ特別ニ興行ヲ許可スルコトヲ得  
第四條 興行場ヲ他ノ集會等ニ使用セムトスルトキハ其ノ目的ヲ具シ關係者

連署ノ上所轄警察署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ  
第五條 興行場ニ廣告物又ハ看板ヲ出サムトスルトキハ其ノ揭示ノ場所及形  
狀ヲ具シ所轄警察署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦  
同シ

前項ノ廣告物又ハ看板ノ大サハ五尺平方以内トス  
第六條 本則ニ依リ提出スヘキ書類ハ未成年者及禁治産者ニ在リテハ法定代  
理人準禁治産者及妻ニ在リテハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス但シ未成年者ニ  
在リテハ民法第六條第一項妻ニ在リテハ民法第十五條第十七條ノ場合ハ此  
ノ限ニ在ラス

第七條 本則ニ依リ道知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察署長ヲ經由スヘシ  
第八條 本則ニ依リ二人以上共同シテ許可ヲ受ケムトスルトキハ内一人ヲ代  
表者トシテ選定シ其ノ旨願出テノ書面ニ記載スヘシ  
代表者ノ變更アリタルトキハ許可書ヲ添附シ其ノ旨願出ツヘシ

第二章 興行場  
第九條 興行場ヲ建設セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ道知事ニ願出テ許可ヲ  
受クヘシ第三號乃至第九號ノ事項又ハ建物ノ構造仕様ヲ變更シ若ハ増築改  
築大修繕ヲ爲サムトスルトキ亦同シ

- 一 本籍、住所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所ノ所在地代  
表者ノ住所氏名及定款寫)
- 二 興行場ノ名稱
- 三 興行場ノ種別
- 四 興行場ノ位置
- 五 敷地及建物ノ坪數
- 六 客席ノ種別坪數及定員
- 七 燈火ノ種類
- 八 落成期日
- 前項ノ願書ニハ左ノ圖面及書類ヲ添附スヘシ
- 一 建物ノ配置圖(縮尺三百分ノ一)
- 二 建物平面圖(縮尺百分ノ一)二階以上ニ在リテハ各階毎ニ詳記スルコト
- 三 床伏圖(縮尺五十分ノ一)二階以上ニ在リテハ各階毎ニ詳記スルコト
- 四 地形伏圖、小屋伏圖、外面圖(二面(縮尺百分ノ一)  
以上)
- 五 斷面圖(縮尺二十分ノ一)
- 六 結構上緊要ナル各部ノ詳細圖、増築、改築、修繕ノ場合ニ在リテハ其ノ  
部分ノ詳細圖(縮尺二十分ノ一又ハ現寸)
- 七 四隣ノ見取圖(道路ノ幅員ヲ記入スルコト)
- 八 構造材料ヲ詳記シタル仕様書
- 九 他人ノ土地ニ建設スル者ハ土地所有者ノ承諾書
- 前二項ノ外審査上必要ト認ムルトキハ臨時書類又ハ圖面ノ提出ヲ命スルコ

トアルヘシ  
第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ興行場ノ建設ヲ許可セサルコトアル  
ヘシ

- 一 場所又ハ設計不適當ト認メタルトキ
  - 二 公安又ハ風致上支障アリト認メタルトキ
- 既設興行場ニシテ前項各號ノ一ニ該當セルモノハ其ノ使用ヲ禁止スルコト  
アルヘシ
- 第十一條 興行場ノ建設工事中左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ道知事ニ届出  
ツヘシ

- 一 建物ノ基礎工事ニ著手シタルトキ
  - 二 上棟ヲ爲シタルトキ
  - 三 建物ニ避電針ヲ設クルモノニ在リテハ地中板ヲ埋設セムトスルトキ
  - 四 工事落成シタルトキ
  - 五 前各號ノ外特ニ命セラレタルトキ
- 第十二條 興行場ハ新築増築改築若ハ修繕工事落成後道知事ノ認可ヲ受クル  
ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第十三條 興行場ノ建設者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事實ノ生シ  
タル日ヨリ十日以内ニ道知事ニ届出ツヘシ但シ第三號ノ場合ニハ許可書ヲ  
添附スヘシ

- 一 本籍、住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所  
所在地代表者並其ノ住所及定款ヲ變更シタルトキ
- 二 興行場ノ名稱ヲ變更シタルトキ
- 三 興行場ノ使用ヲ廢止シタルトキ
- 四 興行場ニ管理者ヲ置キタルトキ及其ノ變更ヲ爲シタルトキ
- 興行場管理者ニシテ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊リ其ノ他不適任ト認ムルトキ  
ハ所轄警察署長ニ於テ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十四條 興行場ヲ讓受ケタル者ハ十日以内ニ相方連署ノ上道知事ニ届出ツ  
ヘシ相續ニ依リ繼承シタルトキハ相續人ヨリ之ヲ届出ツヘシ
- 第十五條 興行場ハ隨時検査ヲ行ヒ危険豫防又ハ公安衛生上其ノ他必要ト認  
ムルトキハ其ノ全部若ハ一部ノ改築修繕又ハ特別ノ施設ヲ命スルコトアル  
ヘシ
- 前項ノ場合ニ於テハ其ノ完成ニ至ル迄興行場ノ使用ヲ停止シ其ノ制限スル  
コトアルヘシ
- 第十六條 興行場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消シ又ハ使  
用ヲ禁止スルコトアルヘシ
- 一 建設許可ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ工事ニ著手セサルトキ
- 二 落成期日ヲ經過シ尙竣工セサルトキ

三 第十五條ノ命令ヲ履行セサルトキ

四 六月以上休場シタルトキ

第十七條

興行場ノ構造及設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 建物ノ前面ハ幅三間以上ノ道路ニ面シ兩側及後方ニハ三間以上前面道路トノ間ニハ九尺以上ノ空地ヲ存スルコト但シ防火壁ノ設備アルモノ及觀客定員五百人以下ノモノニ在リテハ前面道路ノ幅員及建物周圍ノ空地ヲ斟酌スルコトアルヘシ

二 木造建物ノ場合ニ在リテハ内外壁面及軒裏ヲ不燃質材料ヲ以テ構造又ハ被覆スルコト但シ内壁面ハ構造上斟酌スルコトアルヘシ

三 建物ノ屋上ハ不燃質材料ヲ以テ被覆シ建物ノ總高サ五十尺以上ノモノニ在リテハ避雷針ヲ設クヘシ

四 非常口ハ外開キトシ通常出入口、窓其ノ他ノ扉ハ何レモ外開キ又ハ引戸トシ且ツ容易ニ開放シ得ル様装置シ尙建物ノ外面ニ設クル扉ハ隣接建物トノ距離四間半以内ナルトキハ不燃質材料ヲ以テ構造又ハ被覆スルコト

五 建物ノ前面ニハ内法幅七尺以上ノ通常出入口二箇以上ヲ設クルコト但シ觀客定員八百人以上ナルトキハ二百人ヲ増ス毎ニ幅員一尺ヲ増加スルコト

六 階下客席ノ兩側ニ幅内法六尺以上高サ内法七尺以上ノ非常口各一箇以上ヲ設ケ觀客定員八百人以上ナルトキハ二百人ヲ増ス毎ニ各一箇ヲ増設スルコト

七 樂屋ニハ直接外部ニ出入シ得ヘキ出入口及非常口ヲ各一箇以上設クルコト

八 奈落及花道下通路ノ周圍及床ハ石又ハ煉瓦「コンクリート」(防水劑塗)其ノ他不滲透材料ヲ以テ築造スルコト

九 客席ニハ天井ヲ設クルコト但シ客席一層ノモノニ在リテハ床上ヨリ高サ十尺以上ト爲シ客席二層以上ノモノニ在リテハ各八尺以上平場天井ハ最高客席天井ノ高サト同高サ若ハ其レ以上ト爲スコト

一〇 客席ノ周圍天井下ニハ換氣採光ニ適當ナル窓及換氣孔ヲ設クルコト

一一 二階以上ノ客席ニ在リテハ棧敷ノ前面平場ニ面セル部分ニハ取付堅固ナル手摺ヲ設ケ其ノ前面ニ幅内法五寸以上ノ掃下ヲ設クルコト

一二 客席ニハ適當ノ通路ヲ設ケ且左ノ制限ニ從フヘシ

(イ) 客席ハ男子席、女子席、家族席ニ區別シ見易キ場所ニ其ノ區別ヲ標示スルコト但シ興行ノ種類又ハ土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトアルヘシ

(ロ) 座席ハ一坪八人以下立見席ハ一坪十五人以下ノ割合トナスコト

(ハ) 客席ニ椅子又ハ腰掛ヲ用ウルモノニ在リテハ椅子ハ一尺四寸平方以上トシ其ノ縦列間隔ハ一尺二寸以上長サ十尺以内トシ其ノ縦列間隔ハ一尺

二寸以上一人ニ對スル席ノ長サハ一尺四寸以上横列間隔ハ二尺以上ト爲スコト

一二 觀客用階段ノ構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

(イ) 階段ハ各階毎ニ二箇以上トシ尙階上ノ三方ニ客席ヲ設クルトキハ別ニ建物ノ兩側ヨリ直接外方空地ニ逃脫シ得ル非常用階段二箇以上ヲ設クルコト但シ階上觀客ノ定員三百人以下ノモノニ在リテハ非常用階段ヲ一箇ト爲スコトヲ得

(ロ) 階段ノ幅員ハ階上觀客ノ定員五百人以下ノモノニ在リテハ幅内法四尺五寸以上トシ百人ヲ増ス毎ニ三寸ヲ増加スルコト

(ハ) 階段ノ踏面ハ蹴込寸法ヲ除キ八寸五分以上蹴上ケ六寸五分以下トナスコト

(ニ) 階段數十五段ヲ越ユル場合ニ在リテハ中央ニ踊場ヲ設クルコト

(ホ) 階段昇降口及踊場ニハ階段ノ幅員以上ヲ一邊トセル正方形ヲ劃入シ得ル面積ヲ存スルコト

(ヘ) 階段ノ兩側ニハ堅牢ナル手摺ヲ設ケ幅内法六尺以上ノ階段ニ在リテハ更ニ中央ニ手摺ヲ設クルコト

(ト) 螺旋狀ノ階段ヲ設ケサルコト

一四 便所ハ場内ニ適當ニ配設シ左ノ制限ニ從フヘシ

(イ) 通路地盤及糞尿溜ハ不滲透質材料ヲ以テ構造スルコト

(ロ) 小便所ノ内壁面ハ地上四尺以上ヲ石煉瓦「コンクリート」ノ類ヲ以テ構造シ尿溜ハ建物外ニ之ヲ設ケ室毎ニ臭氣拔筒ヲ設クルコト但シ階上ニ設クルモノニ在リテハ臭氣拔筒ヲ除ク外構造ヲ斟酌スルコトアルヘシ

(ハ) 大便所ハ小便所ト各別ニ尿尿溜ヲ設ケ床ノ高サハ二尺以上トシ床下ニ屬スル部分ハ不滲透質材料ヲ以テ構造シ室毎ニ臭氣拔筒ヲ設クルコト但シ階上ニ設クルモノニ在リテハ臭氣拔筒ヲ除ク外構造ヲ斟酌スルコトアルヘシ

(ニ) 手洗器ハ流出裝置アルモノヲ設備スルコト

(ホ) 男女別ニ區別スルコト

(ヘ) 藝人用ト觀客用ト各別ノ箇所ニ設クルコト

一五 浴場ノ流場下水ハ不滲透質材料ヲ以テ築造シ火焚場ノ内壁ハ不燃質材料ニテ塗覆シ煙突ヲ設クルコト

一六 樂屋浴場及藝人ノ通路ハ客ノ往來スル場所又ハ客席ヨリ見透シ得サル様構造スルコト

一七 燈火ハ電氣燈又ハ瓦斯燈ヲ用ヒ且電氣又ハ瓦斯故障ノ場合ニ備フル爲豫備燈ノ設備ヲ爲スコト但シ電氣燈又ハ瓦斯燈ノ設備ナキ地方ニ在リテハ金屬製油壺ノ燈火ニ限リ代用スルコトヲ得

一八 適當ノ場所ニ消火栓又ハ消火用井戸一箇以上ヲ設ケ且消防上適當ナル

ル器具ヲ設備スルコト

一九 火氣ヲ取扱フ場所及火鉢、煙草盆、敷物其ノ池火災ノ原因トナル虞アル物品ヲ藏置スル場所ハ不燃質材料ヲ以テ構造又ハ被覆スルコト

二〇 座席アル興行場ニ在リテハ座席定員ニ相當スル下足取扱場ヲ設クルコト

二一 場内適當ノ位置ニ警察官吏ノ臨監席ヲ設クルコト

第十八條 活動寫真館ノ構造設備ハ前條ノ外尙左ノ制限ニ從フヘシ

一 映寫室ハ耐火構造トシ出入口、窓映寫孔ニハ不燃質材料ヲ以テ構造又ハ被覆シタル扉ヲ取付ケ非常ノ際密閉シ得ヘキ装置ト爲スコト

二 映寫室用燈火電氣燈ナルトキハ開閉器ハ室ノ外部ニ設ケ客席其ノ他ノ開閉器ト電路ノ區分ヲ爲スコト

劇場及寄席ヲ一時活動寫真興行場ニ充ツル場合ハ映寫室ハ鐵板又ハ亞鉛鍍鐵板等ノ不燃質物ヲ以テ天井床及周圍ヲ被覆シ所轄警察署ノ検査ヲ受クヘシ

第十九條 假設興行場ヲ建設セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

- 一 住所、氏名、生年月日
- 二 興行ノ種別
- 三 建設ノ場所
- 四 構造仕様ノ大要
- 五 燈火ノ種類
- 六 使用期間
- 第二十條 假設興行場ノ使用期間ハ二十日ヲ越ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アル場合ハ使用期間ノ延長ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ假設興行場ノ建設ヲ許可セザルコトアルヘシ
  - 一 興行場ノ建設アル府面ニシテ假設興行場ノ必要ヲ認メサルトキ
  - 二 場所不適當ト認ムルトキ
  - 三 其ノ他公安上害アリト認ムルトキ
- 第二十二條 假設興行場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ
  - 一 用材ハ堅牢ナルモノヲ用ヒ寄席ハ板張又ハ濕氣ノ侵ササル装置トシ其ノ上ニ疊又ハ蓆ヲ敷キ高棧敷ヲ設ケルトキハ高サ五尺以上トシ其ノ下ニ客席ヲ設ケサルコト
  - 二 客席ニハ適當ナル屋根覆ヲ設クルコト
  - 三 周圍ハ板、布又ハ蓆類ヲ以テ圍繞スルコト
  - 四 便所ハ客席ヨリ相當ノ距離ヲ保チ藝人用ト別異ノ箇所ニ設ケ且男女別トシ尿管溜ハ不滲透質物ヲ使用スルコト但シ尿管溜ニ付テ

ハ土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトアルヘシ

五 樂屋浴場等ハ客席ヨリ見透ササル様装置スルコト

六 燈火ハ油類ヲ使用スルトキハ適當ノ防火装置ヲ爲スコト

七 場内適當ノ場所ヘ警察官吏ノ臨監席ヲ設クルコト

八 前各號ノ外特ニ警察署長ノ指示シタル事項

第二十三條 假設興行場ハ使用期間經過後五日以内ニ取拂フヘシ

第三章 興行

第二十四條 興行ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 興行者ノ住所、氏名、生年月日
  - 二 興行ノ場所
  - 三 興行ノ種別、藝題、脚本又ハ筋書若ハ說明書(活動寫真興行ノ場合ハ「フィルム」ノ檢閱證書及「フィルム」說明書)
  - 四 興行ノ期間及開閉場ノ時間
  - 五 有料無料ノ區別但シ有料ニ在リテハ其ノ料金額並種別
  - 六 興行ニ火藥類其ノ他爆發物品ヲ使用スルトキハ其ノ貯藏及使用ノ方法
  - 七 慈善金又ハ救濟金醜集ノ爲興行スルモノニ在リテハ其ノ趣旨目的醜集ノ方法醜集金處分ノ方法及收支概算書
  - 八 藝人ノ本籍、住所、氏名、生年月日、藝名アルモノハ藝名技藝鑑札アル者ハ其ノ寫(專屬藝人ヲ除ク)
  - 九 興行場(假設興行場ヲ含ム)以外ノ建物ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ間取ヲ表示シタル略圖、收容定員並其ノ設備、危險豫防ノ方法
- 前項ノ興行ニシテ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ル虞アリト認メタルトキハ之ヲ許可セザルコトアルヘシ
- 第一項第七號ノ興行ヲ終リタルトキハ三日以内ニ收支決算書ヲ警察署長ニ差出スヘシ
- 第二十五條 演劇脚本又ハ「フィルム」及「フィルム」說明書ハ所轄警察署ノ檢閱ヲ經タルモノニ非ラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 前項ノ脚本又ハ「フィルム」及「フィルム」說明書ニシテ公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認ムルトキハ警察署長ニ於テ其ノ使用ヲ禁止シ又ハ制限スルコトアルヘシ
- 第二十六條 前條ノ檢閱ヲ受ケムトスル者ハ常設ニ在リテハ興行三日其ノ他ニ在リテハ前日迄ニ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ届出ツヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ但シ「フィルム」ハ興行ノ前日迄ニ檢閱ヲ受クルコトヲ得
- 一 届出人ノ住所、氏名
  - 二 演劇又ハ「フィルム」ノ題名(外國製ノモノハ其ノ原名及譯名)
  - 三 脚本又ハ「フィルム」ノ製造元

四 「フィルム」ニ在リテハ其ノ長サ及卷數  
五 脚本又ハ「フィルム」説明書(詳細ニ記載シタルモノ正副三通提出ノコト)

檢閱ノ上支障ナシト認メタルトキハ「フィルム」ニ對シテハ檢閱證ヲ交附シ脚本又ハ説明書ニ對シテハ其ノ正本ニ檢印ノ上之ヲ返付ス

「フィルム」檢閱證ノ有效期間ハ一箇年トス

第二十七條 檢閱證ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ五日以内ニ檢閱ヲ爲シタル官署ニ届出テ再下付ヲ受クヘシ

第二十八條 興行時間ハ午前七時ヨリ午後十二時迄ノ間ニ於テ八時間以内トス但シ公安又ハ衛生上必要ト認メタルトキハ更ニ時間ヲ制限シ又ハ一時興行ヲ停止スルコトアルヘシ

同日内ニ二興行以上ヲ爲サントスルトキハ一興行閉止後一時間以上ヲ經ルニ非ラサレハ次ノ興行ヲ爲スコトヲ得ス

第二十五條 左ノ各號ハ一ニ該當スル興行ハ之ヲ爲スコトヲ得ス  
一 勸善懲惡ノ趣旨ニ反シ又ハ犯罪ノ方法手段ヲ誘致助成スル虞アルモノ  
二 猥褻又ハ慘酷ニ涉リ若ハ風教ヲ害スル虞アルモノ  
三 妄ニ時事ヲ諷刺シ又ハ政談ニ紛ハシキモノ  
四 民心ノ融和ヲ阻害スルノ虞アルモノ  
五 衛生上有害ト認メラルモノ  
六 前各號ノ外公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アルモノ

前項各號ノ一ニ該當スルモノト認メタルトキハ興業ノ許可ヲ取消シ又ハ臨監警察官吏ニ於テ其ノ興行ヲ停止若ハ制限スルコトアルヘシ

第三十條 興業中ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ  
一 活動寫眞其ノ他演劇ト雖觀客ノ容貌ヲ認識シ得ヘキ程度ノ不滅燈ヲ點スルコト

二 場内ハ清潔ニシ敷物ハ日光ニ曝シ便所ニハ開場期間内ハ毎日午後防臭劑及消毒劑ヲ撒布スルコト

三 休憩時間中ハ窓其ノ他ノ扉ヲ適當ニ開放シ換氣採光ヲ爲スコト

四 興行閉止ノ都度場内及便所ノ掃除ヲ爲スコト

五 非常口及道路並周圍ノ空地ニ危險又ハ障害トナルヘキ物件ヲ置カサルコト

六 非常口及消火栓消火器ノ存置シアル場所ニハ適當ノ標示ヲナシ夜間ハ赤色燈ヲ點スルコト

七 藝名又ハ藝題ヲ詐リ其ノ他詐欺的方法ニ依リ客ヲ誘引セサルコト

八 定員外ニ客ヲ入場セシメサルコト

九 男女家族席ノ區別アルモノハ相互相犯サシメサルコト

一〇 客ヲ舞臺又ハ樂屋ニ入ラシメ又ハ藝人ヲ客席ニ入ラシメサルコト

一一 下足ヲ客席ニ持チ込マシメサルコト

一二 休憩時間ヲ除クノ外飲食物番付筋書等ノ販賣ヲ爲ス爲客席ヲ徘徊若ハ景物又ハ廣告紙等ヲ觀客ニ配布セサルコト但シ木戸口ニ於テ爲スモノハ此ノ限リニアラス

一三 臨監警察官吏ノ求メアリタルトキハ脚本説明書又ハ藝人鑑札等ヲ提示スルコト

一四 火鉢、煙草盆、敷物其ノ他火災ノ原因トナリ易キ物品ハ興行閉止後火氣ナキヲ確メタル上各其ノ置場ニ藏置スルコト

一五 同一府面内ニ出火アルコトヲ知リタルトキハ直ニ場内見易キ場所ニ揭示スルコト

一六 其ノ他警察官吏ノ特ニ指示シタル事項

第三十一條 活動寫眞興行ハ前條ノ外左ノ各項ヲ遵守スヘシ  
一 興業中ハ一時間ニ對シ五分以上ノ休憩時間ヲ置クコト

二 映寫室ニハ當該技術者ノ外出入セシメサルコト

三 「フィルム」ハ使用ノ都度回轉卷付ヲナシ容器ニ納ムルコト

四 映寫室ニハ作業上必要アル場合ノ外火氣其ノ他燃燒又ハ發火シ易キ物件ヲ持入ラサルコト

五 映寫室ニハ消火器ヲ備ヘ時時其ノ效力ヲ試驗スルコト

第三十二條 興業中ハ觀客ノ見易キ場所ニ左ノ事項ヲ揭示シ置クヘシ  
一 客ノ遵守スヘキ事項  
二 入場料、席料其ノ他客ノ負擔トナルヘキ全額  
三 各客席ニ其ノ定員

第四章 藝人及雇人  
第三十三條 興行場建設者ニシテ專屬ノ藝人若ハ活動寫眞説明業者其ノ他ノ使用人ヲ雇入レタルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日(藝人ニシテ藝名アルモノハ其ノ藝名及履歷書活動寫眞説明業者ニ在リテハ免許證ノ寫ヲ添附シ)ヲ五日以内ニ所轄警察署長ニ届出ツヘシ之ヲ解雇シ又ハ所在不明若ハ死亡シタルトキ亦同シ但シ此ノ場合ハ履歷書又ハ免許證寫ヲ添附ヲ要セス

藝人又ハ使用人ニシテ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認メタルトキハ所轄警察署長ハ其ノ就業ヲ停止シ又ハ解雇ヲ命スルコトアルヘシ

第三十四條 活動寫眞ノ説明ヲ業ト爲サントスル者ハ本籍、住所、氏名、生年月日及藝名アル者ハ藝名並履歷書ヲ具シ道知事ニ願出テ免許ヲ受クヘシ

第三十五條 説明業出願者ニシテ公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊リ其ノ他就業上不適當ト認ムルトキハ免許セサルコトアルヘシ

既ニ免許受ケタル者ト雖前項ニ該當スト認ムルキハ其ノ業ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消スコトアルヘシ

第三十六條 説明業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ道知事ニ届

出ツヘシ但シ廢業又ハ道外ニ轉居ノ場合ハ免許證ヲ返納シ第一號第二號ノ場合ハ書換又ハ再下付ヲ受クヘシ

一 免許證記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ

二 免許證ヲ毀損シ若ハ亡失シタルトキ

三 本道外ニ轉居シタルトキ

四 廢業シタルトキ

說明業者死亡又ハ行衛不明トナリタルトキハ戶主又ハ家族若ハ同居者ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第五章 觀客心得及場内制限

第三十七條 觀客ハ興行場内ニ在リテハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 男女家族席ノ區別ヲ相犯ササルコト

二 放談高話喧噪シ又ハ濫ニ起立シ其ノ他他人ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲ササルコト

三 樂屋ニ出入シ舞臺ニ上リ又ハ開演中花道ヲ徘徊セサルコト

前項各號ニ該當シ又ハ甚シキ傳染性疾患者其ノ他他人ニ嫌惡ノ情ヲ惹起サシムル者若ハ公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルトキハ警察官吏ニ於テ其ノ行動ヲ制限シ又ハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第三十八條 衛生上其ノ他必要アリト認ムルトキハ警察署長ハ興行場内ニ於ケル飲食物ノ販賣ヲ制限シ又ハ禁止スルコトアルヘシ

第六章 罰則

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第四條、第五條、第九條、第十一條乃至第十三條第一項、第十四條、第十八條第二項、第十九條、第二十三條乃至第二十五條第一項、第二十八條、第二十九條第一項、第三十條乃至第三十二條第一項、第三十四條、第三十六條及第三十七條第一項ニ違反シタルモノ

二 興行場ノ検査又ハ臨監ヲ拒ミ若ハ妨害シタルモノ

三 第十條第二項、第十三條第二項、第十五條、第十六條、第二十五條第二項、第二十八條第一項、第三十七條第二項及第三十八條ノ處分ニ違反シタルモノ

第四十條 興行場ノ建設者又ハ興行ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就テハ此ノ限ニアラス

第四十一條 興行場ノ建設者又ハ興行ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ代理人雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第四十二條 法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人ト見做ス

附則

第四十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十四條 本則施行前ニ許可ヲ受ケタル興行場ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト見做ス但シ建物ノ構造及設備ニ就キ本則ノ規定ニ適合セサルモノニ對シ必要ト認ムルトキハ本則ノ規定ニ依リ變更ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ興行場ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第五條第一項第一號乃至第七號ノ事項ヲ具シ第九條第二項第一號乃至第七號ノ圖面及第八號ノ仕様書ヲ添附道知事ニ届出ツヘシ

第四十五條 本道内ニ於テ一定ノ興行場ヲ受持チ巡業スル活動寫眞說明業者ハ興行場專屬ノ說明業者ト見做シ第三十三條ノ規定ヲ適用ス

第四十六條 第十七條、第十八條ノ規定ハ土地ノ狀況ニ依リ之ヲ斟酌スルコトアルヘシ

朝鮮總督府咸鏡北道訓令第一號

大正十二年六月二十日朝鮮總督府咸鏡北道訓令第十八號別表中左ノ通改正ス

大正十三年二月六日 朝鮮總督府咸鏡北道知事 中野 太三郎

別表穩城警察署石水警察官駐在所ノ次ニ水口浦警察官駐在所ヲ加ヘ定員ヲ左ノ通改ム

警 察 部

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

警 察 署

○敘任及辭令

○大正十三年二月四日

任朝鮮總督府道慈惠醫院醫官兼朝鮮總督府道技師

敘高等官五等

上田 精一

兼任朝鮮總督府京城高等商業學校教授

敘高等官七等

朝鮮總督府師範學校教諭兼 鈴木 文夫

任朝鮮總督府中學校教諭

朝鮮總督府中學校教諭 妹尾 勇

敘高等官七等

朝鮮總督府中學校教諭 妹尾 勇

敘高等官七等

朝鮮總督府中學校教諭 妹尾 勇

敘高等官七等

朝鮮總督府中學校教諭 妹尾 勇

種 別	巡査部長		内勤巡査		外勤巡査		特務巡査		刑事巡査		計
	内地	鮮人	内地	鮮人	内地	鮮人	内地	鮮人	内地	鮮人	
部署所別											
永達 警察官駐在所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
水口浦警察官駐在所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
計	九	一	五	一	三	二	一	一	一	一	二九
合 計	一五九	二〇	一〇三	三四	五三	四〇九	一六	二七	二四	二四	八四四

任朝鮮總督府郡守  
級高等官八等

(以上三官報)

○大正十三年二月七日  
兼任朝鮮總督府道技師  
級高等官七等

朝鮮總督府道屬 金奎承

朝鮮土木技師ニ任ス

岡田 健藏

高等官八等ヲ以テ待遇セラル

陸軍工兵少尉正八位 岡本 金藏

(以上三官報)

依願免本官

朝鮮總督府判事 小池 貞治

○大正十三年一月二十五日

朝鮮土木主事 柝山 常治

○大正十三年二月四日

朝鮮總督府道慈惠醫院醫官 上田 精一

咸鏡北道羅南慈惠醫院院長ヲ命ス

朝鮮總督府道技師 上田 精一

七級俸下賜

朝鮮總督府中學校教諭 妹尾 勇

補大田中學校教諭

朝鮮總督府中學校教諭 妹尾 勇

十級俸下賜

朝鮮總督府郡守 金奎承

○大正十三年二月七日

咸鏡北道羅南慈惠醫院長事務取扱ヲ命ス

朝鮮總督府道慈惠醫院醫官 田口 憲一

八級俸下賜

朝鮮總督府判事 小池 貞治

慶尙北道在勤ヲ命ス

朝鮮總督府道技師 岡田 健藏

十一級俸下賜

朝鮮總督府道技師 村西藤次郎

慶尙北道土木技師ニ補ス

朝鮮土木技師 村西藤次郎

十級俸下賜

朝鮮產業技師 岡本 金藏

咸鏡北道產業技師ニ補ス

朝鮮產業技師 岡本 金藏

○大正十三年二月八日

京城地方法院檢察代理ヲ免ス

朝鮮總督府司法官試補 戶田 常次

○大正十三年二月九日

朝鮮總督府勸業模範場技師 大工原銀太郎

東東へ出張ヲ命ス

朝鮮總督府勸業模範場技師 大工原銀太郎

朝鮮總督府官報 第三四四八號

大正十三年二月十四日(第三種郵便物認可)

○彙報

○官廳事項

官吏

○官吏卒去 朝鮮總督府中樞院參議正五位趙秉健ハ大正十三年一月三十一日卒去セリ

○官吏發著

朝鮮總督府技師 坂本 登 春川へ出張中ノ處二月九日歸著  
川澤 章明 平壤府及新義州府へ出張ヲ命セラレ二月六日出發同十日歸著  
同 岩城信太郎 黃海道鳳山郡外四郡へ出張中ノ處二月八日歸著  
同 時實朝鮮總督府京畿道知事 一月二十一日ヨリ東京市へ出張中ノ處二月九日歸著  
橋本海州地方法院長 管内馬山へ出張中ノ處二月六日歸著  
大工原朝鮮總督府勸業模範場長 出府中ノ處二月八日歸著

賞罰

○海員審判所裁決 朝鮮總督府海員審判所ニ於テ裁決シタルモノ左ノ如シ

汽船釜山丸觸礁事件

被審人ノ族籍氏名 鹿兒島縣平民 船長 萩原 善七  
事實及理由ノ大要 本船ハ大正十一年七月二十五日午後四時咸鏡北道城津ヲ發シ咸鏡南道元山ニ向ケ航行中翌二十六日午前九時三十五分虎島南角ト石根挂燈立標トノ稍中央ニ於テ突然右舷船底ヲ暗礁ニ觸レタルモ其ノ儘續航シ同十一時十分元山ニ入港セルモ其結果船底ニ長十六呎幅六呎及長八呎幅四呎深最大十吋ノ凹傷ヲ生シタルモノナリ  
本件ハ被審人萩原善七カ暗礁散在セル狹隘ナル水路ヲ通過スルニ當リ船位ヲ確メズ單ニ自己ノ經驗ニ依リ臆測ヲ以テ進航シタル職務上ノ過失ニ基因ス

社寺、宗教

○寺有林伐採許可 慶尙北道聞慶郡山北面金龍里所在金龍寺寺有林六百二十二町五段四畝步中八十一町五段七畝七步内七十年生乃至百年生「アカマツ」五百本六十年生乃至百年生「クヌギ」一萬本同「ナラ」五千本計一萬五千五百本間伐ノ件同寺住持金慧翁願出ニ衣リ二月九日許可セリ